

会 議 録

1 会 議 の 名 称	総務常任委員会
2 日 時	平成29年 6月16日(金) 午前 9時30分 開会 午前 9時45分 閉会
3 場 所	第2委員会室
4 出 席 者 (7 人)	萩原 鉄也 田中志摩子 川添 康大 米谷 政久 安藤 玄一 国島 正富 小沼 富夫
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員 (0 人)	
7 傍 聴 者	2人
8 事 務 局	次長 主査
9 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 陳情第4号 所得税法第56条廃止の意見書を国に提出すること
とを求める陳情

結 果 不採択

午前9時30分 開会

○委員長【萩原鉄也議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。
これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。

それでは、「陳情第4号、所得税法第56条廃止の意見書を国に提出すること
を求める陳情」を議題といたします。

本件について、各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおり
です。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【米谷政久議員】 「陳情第4号、所得税法第56条廃止の意見書を国
に提出することを求める陳情」に対して、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

所得税法第56条の立法趣旨や目的は、個人単位主義を徹底した場合に起こる
親族間の所得分割による租税回避行為を防止するために導入された制度であり、
不当な所得分割を規制対象とするものであります。中小企業の多くは、家族の労
働、協力によって支えられ、成り立っていて、経営にとって重要な位置を占めて
います。家族従業員の事業から受ける対価の支払いについては、所得税法第56
条は、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経
費に導入しないと、必要経費としては認めていませんが、所得税法第57条で、
青色申告にすれば経費として認められていて、メリットも多く、陳情趣旨にある
ように、申告の仕方で納税者を差別するものには当たらないのではないかと考え
ます。所得税法第56条を廃止することにより、家族、親族間での取り決めによ
る不当な所得分割を認めることにもなり、租税回避行為を防止することは難しく
なると考えます。

よって、陳情第4号に反対をいたします。

○委員【安藤玄一議員】 「陳情第4号、所得税法第56条廃止の意見書を国
に提出することを求める陳情」について、反対の立場から意見を申し上げます。

この法第56条の立法目的が、みずからの所得を不当に課税逃れするために、
例えば実際は給与の支払いがないにもかかわらず、親族に対して対価を支払った
ことにしたり、実際の勤務に照らして、不適正で過大な対価を必要経費に算入す
るなどの不正行為を防止することが、その趣旨と考えます。

しかしながら、女性の社会進出が一般化し、職業における専門性も増したこ
から、世帯内の取引については、課税上認める必要性が増してきています。実際、
青色申告にすれば、給料を経費にできるとされており、そもそも同じ労働に
対して、青色申告か白色申告かで差をつける制度については矛盾を感じる部分も

あります。実際、国会の質疑においても検討の余地があると発言がなされており
ます。

今回の陳情審査により、私自身も法第56条の適用による不合理を解消する必
要性は再認識いたしました。しかし、単に法第56条を廃棄するだけでは、世帯
内の恣意的な所得分割をとめることは、現実的には難しいと思います。したがっ
て、この恣意的な所得分割を防止しつつ、世帯内の取引について認めることがで
きる方法を検討する必要があると考えます。

したがって、本陳情の意図は十分理解いたしますが、反対といたします。
○委員【川添康大議員】 では、「陳情第4号、所得税法第56条廃止の意見
書を国に提出することを求める陳情」について、賛成の立場から意見を述べさせ
ていただきます。

所得税法第56条は、個人事業主が家族経営で事業を行っている場合、事業主
が妻など家族や親族に働き分相当の金額を支払っても必要経費と認められず、全
て事業主の所得に合算されるというものです。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者が86万円、それ以外の家族は
50万円で、実際の労働単価に対し極めて低額に抑えられていることも問題です。
所得税法第56条は、まず1つに人権の問題として捉える必要があると考えます。
税法上では、青色申告にすれば給料を経費にすることができますが、同じ労働に
対し青色申告と白色申告で差をつける制度自体が矛盾しており、憲法で保障され
ている基本的人権を侵害していると言わなければなりません。明治時代の家父長
制度そのままに、人格や労働を認めない人権侵害の法律が、現在も業者婦人を苦
しめており、ドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では、家族従業員で
あるかどうかを問わず、正当な給与は事業経費として控除を認めるとしている中、
日本だけが世界の進歩から立ちおくれ、取り残されています。

現在、立法当時のような家族制度の名残をとどめた社会状況ではなく、さら
に、家族内においても近代的個人主義が浸透しています。また、現代社会では適
正対価の算定も可能であり、記帳等も義務化されています。そのため、所得税法
第56条の廃止に伴う課題についてはそれぞれ対処が可能であり、実務上の問題
もないと考えます。

国連女性差別撤廃委員会の最終見解でも所得税法第56条が取り上げられ、配
偶者や家族の所得を必要経費と認めていないことが、女性の経済的独立を妨げて
いるとし、見直しを求めています。内閣府大臣政務官は、最終見解については、
政府に必要な取り組みなどを要請すると述べました。また、一昨年末閣議決定さ
れた第4次男女共同参画基本計画も、自営業者などの項目で、女性の家族従業員
としての役割が適切に評価されるよう税制の検討を提起し、これを受けて、国会
で財務大臣政務官は、検討には所得税法第56条が含まれるとも答えています。

労働に対する対価は払われることが当然であり、これにより家族従業員が経済
的に独立でき、人格を認められ、平等な権利が与えられるということを基本原則
として考えるべきであり、また、法第56条が廃止されても、実務上の問題もク

リアできることなどから、現実社会に合わせ、本陳情は採択すべきと考えます。

○委員【国島正富議員】 「陳情第4号、所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

他議員も言いましたけれども、法第56条の立法趣旨は、個人単位主義を徹底した場合に起こる、親族間の所得分割による租税回避行為を防止するためとされています。その適用要件は、1として、支払い対象が、居住者と生計を一にする配偶者その他の親族、2として、対価支払いの事由が、居住者の営む不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき事業に従事したこと、その他事由により当該事業から対価の支払いを受ける場合の2つであるとされています。生計を一にする基準は、最近の判例では、住民票が別で、それぞれ別々の収入を得て源泉所得税を支払っていても、消費段階において同一の財布をもとに生活している場合には、生計を一にしていると推認されるとの判断も示されている。適用範囲については、所得を分散し、税負担を軽減するという事態が生じることを一般的に防止するという目的を有している。合憲性については、法第56条の規定が設けられてから長い年月が経過した過程においての判例では、家族関係のあり方や経済構造、個人事業の実態、税務当局の課税体制等の大きな変化があったことは事実であるといった考えが示されている。

また、所得税法第57条は、1に、他に就職しておれば相当の所得が得られたにもかかわらず、たまたま家業に従事するための給与の支給が認められないとの不合理性を解消するため、2として、個人事業の事業主が家族に給料を支払っても、法第56条により必要経費に算入されないが、実態は同じでも、法人なりした場合には必要経費に算入できるといった不公平の解消のため、3、青色申告者複式簿記による記帳義務を履行しており、適正な給料支払いか否かが行政執行上合理的に認定できるため設けられたと認識しています。親族間であっても報酬の支払い、対価の適正性やその状況が帳簿などにより合理的に検証できるのであれば、個人単位課税の原則を尊重し、必要経費に算入することが認められている。家族への対価の支払いの適正性を認定できず、恣意的に租税回避を意図する、要領のよい納税者に対してのみ、限定的に法第56条が発動されるということを、法第57条の規定は示していると理解しているところです。

陳情は法第56条の廃止を求めるものでありますが、趣旨説明の中で、法第57条の青色申告制度の選択も、税務所長へ届け出制度は納税者を差別するとの解釈で反対を表明されています。所得税法第56条、第57条の規定に対し、人権侵害、差別と解釈されることについて理解できません。法第56条についても、国会質疑に対し、財務省において丁寧に検討していきたいとの答弁もあったとのことであり、現時点で所得税法第56条が不合理であるから廃止を求めるための意見書提出については、地方議員におけるにわか勉強だけで判断することは大変難しく、立法府の判断を待つべきものと考え、本陳情については不採択といたします。

○委員【田中志摩子議員】 それでは、「陳情第4号、所得税法第56条廃止

の意見書を国に提出することを求める陳情」について、私の意見を述べさせていただきます。

陳情者は、事業主の配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しないとする所得税法第56条は、家族従事者、特に事業主婦人の働き分を認めておらず、女性の経済的独立を妨げ、地位向上を妨げる要因になっていることを懸念するので、廃止するべきであるという趣旨について訴えておられますが、私は家族従事者が女性に限られるものではないと思いますし、反対に女性が経営者の場合もあります。そして、事業に専従する親族に対する報酬は、所得税法第57条の青色申告で認められております。そういう意味において、女性の労働が認められていないので、所得税法第56条を廃止せよとする陳情者の意見には反対いたします。

現在の申告制度は、青色申告で申告しようとするならば、正確な帳簿等の保存義務が課せられることになり、白色申告はそうした義務は設けられておりませんので、その対価としての実態が把握できない状況だと思います。そのため、税法上優遇された青色申告を選択されるのか、帳簿等の記録を負担と思われ、白色申告を選択されるのか、それは男女の区別なく個人事業者が自由に選択できるのでありますから、特に問題はないと思っております。

しかしながら、現在の日本において、陳情者のおっしゃるとおり、中小企業の事業主は男性が圧倒的に多いのが現実です。今後女性の活躍社会の進展により女性事業主がふえ、さらに女性の申告者が多くなっていけば、女性の地位も認められ、向上していくことが期待されますし、その動向によって国も税法上の申告制度を見直す判断をされるのではないかと考えます。

よって、以上のような理由から、「陳情第4号、所得税法第56条廃止の意見書を国に提出することを求める陳情」は不採択と考えます。

○委員長【萩原鉄也議員】 ほかに発言はございませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。それでは、本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【萩原鉄也議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定をいたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【萩原鉄也議員】 ご異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告をいたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

午前9時45分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

平成29年 6月16日

総務常任委員会
委員長 萩原 鉄也